

議案第 41 号

里庄町個人情報保護条例の一部改正について

里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 29 年 9 月 日 公布
里 庄 町 条 例 第 号

里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例

里庄町個人情報保護条例(平成 18 年里庄町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。
第 33 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。